

2月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	平成31年2月19日（火） 午前9時30分から						
開催場所	奈良市立富雄第三小中学校 2階 ランチルーム						
出席者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">委員</td> <td style="padding: 5px;">中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">事務局</td> <td style="padding: 5px;">黒田補佐、中垣、櫛田</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">理事者</td> <td style="padding: 5px;"> 【教育委員会】 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、真銅子ども未来部長、小橋教育総務部次長、高塚教育委員会事務局参事、廣岡学校教育部参事、福西教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、中生涯学習課長、立石文化財課長、奥田中央図書館長、今中一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長補佐、小林地域教育課長、吉元教育支援課長、宮廻教育相談課長、中野子ども政策課長補佐、大前こども園推進課長 </td> </tr> </table>	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】	事務局	黒田補佐、中垣、櫛田	理事者	【教育委員会】 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、真銅子ども未来部長、小橋教育総務部次長、高塚教育委員会事務局参事、廣岡学校教育部参事、福西教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、中生涯学習課長、立石文化財課長、奥田中央図書館長、今中一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長補佐、小林地域教育課長、吉元教育支援課長、宮廻教育相談課長、中野子ども政策課長補佐、大前こども園推進課長
	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】					
	事務局	黒田補佐、中垣、櫛田					
理事者	【教育委員会】 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、真銅子ども未来部長、小橋教育総務部次長、高塚教育委員会事務局参事、廣岡学校教育部参事、福西教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、中生涯学習課長、立石文化財課長、奥田中央図書館長、今中一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、中川保健給食課長補佐、小林地域教育課長、吉元教育支援課長、宮廻教育相談課長、中野子ども政策課長補佐、大前こども園推進課長						
開催形態	公開（傍聴人 8人）						
議 題	1 教育長報告 （1）市長専決処分の報告について 非公開 （2）平成30年度3月補正予算要求額について 非公開 （3）平成30年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について 2 議事 議案第38号 教職員の人事について 非公開 議案第39号 奈良市公民館条例施行規則の一部改正について 議案第40号 三笠公民館大安寺西分館及び興東公民館東里分館の用途廃止について 議案第41号 奈良市指定文化財の指定について 非公開 議案第42号 奈良市指定文化財の追加指定及び一部解除について 非公開						

	<p>議案第 4 3 号 (仮称)ならまち郷土館建設予定地の用途廃止について</p> <p>議案第 4 4 号 平成 3 1 年度奈良市立学校の教材使用の承認について</p> <p>議案第 4 5 号 奈良市立伏見幼稚園及び奈良市立あやめ池幼稚園の用途廃止について</p> <p>議案第 4 6 号 人事について 非公開</p> <p>3 協議事項 「学校における働き方改革について」</p>
<p>決定取り纏め 事項</p>	<p>1 教育長報告 (1) 市長専決処分の報告については、了承した。 (2) 平成 3 0 年度 3 月補正予算要求額については、了承した。 (3) 平成 3 0 年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞については、了承した。</p> <p>2 議事 議案第 3 8 号 教職員の人事については、可決した。 議案第 3 9 号 奈良市公民館条例施行規則の一部改正については、可決した。 議案第 4 0 号 三笠公民館大安寺西分館及び興東公民館東里分館の用途廃止については、可決した。 議案第 4 1 号 奈良市指定文化財の指定については、可決した。 議案第 4 2 号 奈良市指定文化財の追加指定及び一部解除については、可決した。 議案第 4 3 号 (仮称)ならまち郷土館建設予定地の用途廃止については、可決した。 議案第 4 4 号 平成 3 1 年度奈良市立学校の教材使用の承認については、可決した。 議案第 4 5 号 奈良市立伏見幼稚園及び奈良市立あやめ池幼稚園の用途廃止については、可決した。 議案第 4 6 号 人事については、可決した。</p> <p>3 協議事項 「学校における働き方改革について」は情報交換・協議した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育委員会 教育総務課</p>
<p>議事の内容</p>	

教 育 長	皆さんおそろいようですので、始めたいと思います。
教 育 総 務 部 長	教育長。本日、理事者である保健給食課長の野口及び子ども政策課長の玉置が公務のため欠席をしております。その代理者として保健給食課長補佐の中川、子ども政策課長補佐の中野を出席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。
教 育 長	分かりました。
教 育 長	本日は4名の校長が出席をいたしております。 紹介をいたします。 富雄南小学校 吉田校長、富雄北小学校 野間校長、富雄中学校 奥村校長、富雄第三中学校 馬場校長。
教 育 長	それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。
事 務 局	本日の資料は、事前にお配りしている資料のとおりです。また、お手元左側の資料は、1月から2月中に教育長決裁により承認いたしました教育委員会の後援、共催に係る事業一覧です。以上、どうぞよろしくお願いいたします。
教 育 長	本日の委員会は全員が出席しており、委員会は成立します。 ただいまから、2月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、都築委員、柳澤委員でお願いします。
教 育 長	次に、会議録の確認を行います。 平成31年1月定例教育委員会（1月18日開催）の会議録ですが、会議録署名委員の畑中委員、岡本委員いかがでしょうか。
畑 中 委 員 岡 本 委 員	結構です。
教 育 長	案件に入る前に、池田寛志様他7名から傍聴の申し出があり傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、8名の傍聴券を交付しましたので、ご報告します。 それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内願います。
教 育 長	本日の案件は、教育長報告3件、議事9件、協議事項1件です。 本日の案件のうち、教育長報告（1）（2）は「議会の議決を経るべき案件」、議案第38号及び第46号は「人事に関する案件」、議案第41号及び議案第42号は「意思形成過程に関する案件」であ

	<p>るため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。 よって、教育長報告（１）（２）、議案第３８号・第４１号・第４２号・第４６号は、非公開とすることに決定いたしました。なお、議案第３８号及び第４６号は「人事に関する案件」のため、関係部課長のみでの審議といたします。</p>
教 育 長	<p>それでは、公開の案件から始めます。 教育長報告（３）「平成３０年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について」まず、学校教育課長より説明願います。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>まず、市立学校の卒業式の祝辞についてご説明いたします。 昨年度に引き続き、小中学校におきましては、奈良市・奈良市教育委員会の祝辞といたしまして市長部局と教育委員会併せての祝辞とし、教育委員会と市長部局のいずれかより代表者１名が式に出席し、祝辞を述べるという形にさせていただきたいと考えております。一条高等学校につきましては、奈良市唯一の市立高等学校であることに鑑み、市長と教育長が出席し、それぞれがお祝いの言葉を述べる予定でございます。 今年度の祝辞作成にあたりましては、Society 5.0の時代において、これまでの延長線上に無い変化を経験することになると言われており、子どもたちが一人一人の可能性とチャンスを最大化し、より良い社会や幸福な人生を自ら創り出していく能力を身につけ、新しい時代をたくましく生き抜いていって欲しいという願いを込めた祝辞とすることを基本方針といたしました。 まず、１ページの小学校の祝辞でございますが、大谷翔平選手の大リーグ二刀流に挑戦ということを題材といたしました。大谷選手は、なりたい自分になるために計画的に努力を続けてこられたそうです。さらには、野球以外のことにおいても、何をしなければならぬかを明確にし、それらをまとめたノートを作成するなどの工夫を凝らしてきたと言われております。そこで、自分の夢をしっかりと持ち、その夢に向かって計画的に努力していくことの大切さをメッセージとして伝える祝辞といたしました。 次に、２ページの中学校でございます。中学校では、本庶佑氏ノーベル賞受賞ということを題材といたしました。ノーベル賞を受賞し</p>

た本庶教授は、何かを知りたいという好奇心を持ち続けるとともに、自分の目で確信ができるまで自分の頭で考えて納得できるまでやるということをしてこられた人です。そこで、物事の本質を問う視点を持ち、根気よく探求し続けることが大切であるというメッセージを、未来を担う卒業生に向けた祝辞といたしました。

続きまして、3ページの高等学校でございます。高等学校につきましては、出口治明氏の「本物の思考力」ということを題材といたしました。ライフネット生命の創業者であり、立命館アジア太平洋大学第4代学長であられる出口氏の著書「本物の思考力」によりますと、出口氏はたくさんの書物に触れ、人々と出会い、世界のさまざまな場所を旅することを通して情報を収集し、思考力を磨くということを実践してこられたそうです。そして、本質を見極める力を身につけるには、思い込みや固定概念ではなく、数字・ファクト・ロジックが大切であると説いておられます。これからの社会に活躍することになる卒業生に向け、本物の思考力を磨いていくことによって、自分自身の能力を最大限に引き出すことの大切さをメッセージとして伝える祝辞といたしました。

最後に、4ページから5ページでございます春日中学校夜間学級につきまして、今年度4名が卒業を迎えるということになります。祝辞では、4名が入学以来頑張ってきたこと、できるようになってきたこと、これから頑張っていきたいことや在学時の思い出など、それぞれが文集に書き記した内容を取り上げ、それぞれにエールを送る内容といたしました。

続きまして、幼稚園につきましてはこども園推進課からご説明させていただきます。

こども園推進課長

幼稚園につきましては、本庶佑氏ノーベル賞受賞ということを題材といたしました。すばらしい研究成果を上げられた本庶佑氏がその理由の一つとして語られているのは、常識を疑うことであり、知りたいという好奇心と、簡単に信じないことの大切さです。卒園児には、何故かを深く考える思考力と、自分で確かめて納得できるまでやってみようとする力を身につけ、これからの時代を強く生き抜いて欲しいとの願いを込めた祝辞といたしました。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。

校種別に卒業証書授与式の奈良市及び奈良市教育委員会の祝辞の原案でございます。幼稚園も含めまして一括してご意見をいただけたらと思います。

事前に案をいただいて、委員方よりご指摘をいただき、変更をさせていただいて本日最終原稿となっておりますが、ご意見・ご質問は

	<p>ございませんか。</p>
岡 本 委 員	<p>私は、これで良い感じになっていると思います。</p>
都 築 委 員	<p>なるべく子どもたちの年齢に合った言葉で心に届くような表現に変えていただきましたので、耳で聞いて随分分かりやすくなったと思います。</p>
畑 中 委 員	<p>一部指摘させていただいたところも考慮させていただいておりますので、結構です。</p>
教 育 長	<p>それぞれの委員から事前に原稿段階で見させていただいてご指摘をいただき、事務局で変更して本日の報告となっておりますので、教育長報告（3）「平成30年度奈良市立幼稚園修了証書授与式並びに奈良市立小・中・高等学校、春日中学校夜間学級卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について」については了承いたします。</p>
教 育 長	<p>次に議事に入ります。 議案第39号「奈良市公民館条例施行規則の一部改正について」 生涯学習課長より説明願います。</p>
生涯学習課長	<p>資料1ページをごらんください。 主な改正内容は2点ございます。 公民館使用承認変更関係の様式と公民館使用料還付申請書の様式の変更でございます。 施行日は、平成31年4月1日でございます。 まず1点目、資料は3ページから6ページになります。 公民館使用承認申請書は、現在、使用申請書と変更申請書を兼ねておりましたが、訂正と誤りが多いため様式を変更し、承認申請書と変更申請書を別様式にするものでございます。 2点目の公民館使用料還付申請書の様式の変更でございますが、資料は7ページと8ページになります。 こちらは、公民館使用料還付について、現行の現金払いから利用者の利便を図るとともに現金の取り扱いを最小限にとどめ手続の効率化を図るため、個人振込を可能にするものでございます。このため、使用料還付申請書の様式を変更します。 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 公民館使用の申請の様式と、それから使用料の還付申請の様式の変</p>

	<p>更ですが、お手元に示しましたような申請書に変更するという こと でございます。</p> <p>ご意見がないようですので、議案第39号「奈良市公民館条例施行 規則の一部改正について」採決いたします。</p> <p>本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	意義なしと認めます。よって、議案第39号は、原案どおり可決する ことに決定いたしました。
教 育 長	次に議案第40号「三笠公民館大安寺西分館及び興東公民館東里分 館の用途廃止について」生涯学習課長より説明願います。
生涯学習課長	資料の1ページから2ページをごらんください。 地域の拠点施設整備に伴い、平成31年4月1日から三笠公民館大 安寺西分館と興東公民館東里分館は地域ふれあい会館に移行いた します。この2施設は、教育財産として位置づけられているため、 それぞれの土地、建物、工作物を平成31年3月31日をもって用 途廃止を行うものでございます。 以上、ご審議のほどよろしく願います。
教 育 長	もう少し、何のために公民館の分館を廃止するかということをつけ 加えていただけますか。
生涯学習課長	この2つの分館につきましては、地域から地域協議会の拠点整備と いうような使い方も視野に入れて、ふれあい会館に移行してほしい という要望が出ておりました。それを受けまして、分館を廃止し、 ふれあい会館に移行するというところで12月議会で議決をいただ いたところでございます。 それに伴いまして、教育財産でございましたので普通財産に用途変 更しなければいけない手続きがございますので、その手続きを今回、教 育委員会に諮らせていただいたということでございます。
都 築 委 員	地域拠点の整備ということですが、この目的を教えてください たいよろしいですか。主にこういう公民館施設の見直しというこ と 为什么呢。それとも、その他いろいろ含めてということなん でしょうか。
生涯学習課長	公民館施設の見直しということではなくて、今、奈良市全体の地域 の活動拠点を整備していくという方針がございます。それに伴いま

して地域の方々より公民館の分館を地域の活動拠点としたいというご要望があり、それにはふれあい会館化で進めていくという大きな流れがございます。それに伴いまして、今回公民館分館をふれあい会館にするということになっています。

教育総務部長

補足いたします。現在、地域自治協議会というものを奈良市でつくっていかうとしております。これは、本来の目的が自治連合会や地域のNPOとか児童会とか、そういったものの集まりが希薄になってきているという、奈良市全体の問題がありまして、そういったものを一つのグループとして地域自治協議会として繋ぎ、大きな地域の拠点づくりという形でつくり上げていきたいというのが奈良市の大きな方針でございます。

その地域自治協議会の活動拠点をどこにしようかというところの中で、地域の要望に今の公民館分館をそういった施設にしたいというものがございます。一方で、公民館分館は社会教育施設でございますので、社会教育法の規定の中ではなかなかそういった活動はしにくいという問題がございます。このような事情から、全国的にもふれあい会館化が進められており、例えば高松市は公民館をなくしてふれあい会館としていろんな活用ができる場にしようとしておられます。

今、このような地域協議会をつくっていくために、地域のいろんな方の意見をお聞きし、公民館分館を地域自治協議会の活動拠点として使いたいという要望がございましたので、公民館分館からふれあい会館化にしようという大きな方針の中で、この2館が上がってきたわけでございます。

ふれあい会館であっても市の行政財産ではありますが、行政財産の中で教育委員会が所管するものは教育財産という位置づけとなっております。ですので、今回は教育財産を外しまして、市の行政財産としての位置づけをする、そういうための今回の手続となっております。

都 築 委 員

バックグラウンドはよく分かりました。ありがとうございます。

岡 本 委 員

地域の活動拠点としての公民館の使い方の範囲が広がるということですね。

教育総務部長

そうです。公民館は社会教育施設としていろんな規定があるので、それだけではなくもっと広く使おうという大きな動きがございます。市としても地元の方が望まれているということで、進めさせていただく方針でございます。

畑 中 委 員	大規模の災害時だったら、今、学校が避難所に指定されていることが多いと思うんですけども、今後、例えば大雨とか台風のときに、ふれあい会館を一旦避難所にとということも進められていくということ聞いております。公民館からふれあい会館にするときに、建物を何もさわらずにふれあい会館にできるのですか。一部会館の施設を改修する必要はあるのでしょうか。
教育 総 務 部 長	今の公民館というのは貸し施設でございまして、地域自治協議会の事務所として使うために一定の改修等を行います。 大規模災害等の避難所は、基本的には主に学校施設が指定されていますが、その中で例えば台風とかの避難等市民の一部の方が避難される場所というのは、体育館のようなどちらかというと寒いところよりも、公民館やふれあい会館のほうが良いだろうということで、教育委員会の部署ではありませんが、避難所として指定されるような傾向に今はあります。
教 育 長	平たく言えば、教育委員会の公民館という条例施設では、そこで飲食や寝泊り等ができないため、地域活動の拠点とすることはできません。教育財産となっているので、地域の活動の拠点にしていくためには、この条例を外して移行していくということですね。そうすると防災のときも使えるということです。 もうちょっと言えば、今、教育総務部長が説明しましたように、台風で3人しか避難されていないのなら体育館よりも公民館やふれあい会館のほうがもっと過ごしていただきやすいのではないかと。大災害になったら体育館をあけるといような、そういう柔軟な対応ができるということもあろうかと思えます。 ご質問はよろしいでしょうか。
教 育 委 員	はい。
教 育 長	ご意見がないようですので、議案第40号「三笠公民館大安寺西分館及び興東公民館東里分館の用途廃止について」採決いたします。本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第40号は原案通り可決することに決定いたしました。
教 育 長	次に、議案第43号「(仮称)ならまち郷土館建設予定地の用途廃止について」文化財課長より説明願います。

文化財課長

資料は1ページ、2ページをごらんください。

まず、経緯についてご説明を申し上げます。

現在、奈良市では、「奈良市公共施設等総合管理計画」に基づきまして、奈良市全体の視点から新たな公共施設の建設を抑制し、あわせて未利用地の処分を進め、市の財源確保や維持管理費の削減を図っているところでございます。そこで、本件、奈良市南城戸町及び陰陽町にございます（仮称）ならまち郷土館建設予定地についての今後の売却を図るために、用途廃止を行おうとするものでございます。

ならまち郷土館建設予定地につきましては、平成3年にならまちの地元の方々のご要望に応じまして、奈良市がならまちの中の歴史を明らかにすることを目的として郷土館を建設するために公有化したものでございますが、その後の市の財政状況や社会状況の変化により、新しい建築物の建築が困難になりまして、土地の利活用について検討を進めていたところでございます。ただ、他の事業用地としても利用方針が定まらなかったというところもございまして、今回、当該建設予定地を売却する方向で協議が進められております。

売却に当たりまして、現在は教育財産として位置づけられておりますことから、売却に至るまでに当該地の用途廃止を行う必要がありますので、今回議案として出させていただいたものでございます。ご説明は以上でございます。

教 育 長

この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

柳 澤 委 員

本来計画されたときには、こういった資料館的なものが必要だったということでしょうが、その機能そのものは、どこかの別のところでこれからも充実させていくというようなことはありますか。もちろん、資金面で新しいものを建てることは無理な状況ですが、本来必要があつて購入されたので、そのあたりはこれからのソフト面の発展ということで何かお考えはあるのでしょうか。

文化財課長

現在、文化庁のほうも文化財保護法の改正等がございまして、文化財の保存とあわせて活用を進展していくようにとのことでございますので、文化財課といたしましても、文化財の活用に向けてのソフト面での取り組みというのは充実していきたいと考えております。

今後、埋蔵文化財調査センターやならまちにございます資料保存館でのイベント等の実施というところで、文化財に親しんでいただくことを進めていこうと考えております。

教 育 長	場所としては、ならまちの真ん中にある空き地でございます、もう約30年前に建設予定地として購入したものです。
岡 本 委 員	売却の際の条件などはありますか。
文 化 財 課 長	条件につきましては、売却を担当しております資産経営課で地元の方々と協議をさせていただいて、条件等については整えていると聞いております。 当初、マンション等の建設も予定されておりましたことから市が公有化したというところもございますので、地元の方からは、できればそういうことがないようにというお話があるということは聞いてございますが、実際の条件につきましては、資産経営課のほうで対応しているということでございます。
教 育 総 務 部 長	大きな流れとしてはならまちの保存活用が必要ですので、おそらくマンション等の建設というような条件はつかないと考えております。
岡 本 委 員	おそらく周辺の方は一番それを気にされているんじゃないかと思えます。
教 育 長	売却となったら、後のならまちのまちづくりはどうなっていくかというご指摘だと思います。そのあたりは資産経営課のほうで調整をしているということですね。 他にご意見ございませんか。
教 育 長	ご意見ないようですので、議案第43号 「(仮称)ならまち郷土館建設予定地の用途廃止について」、採決をいたします。 本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 よって、議案第43号は原案どおり可決することに決定いたしました。
教 育 長	続きまして、議案第44号「平成31年度奈良市立学校の教材使用の承認について」、学校教育課長より説明願います。

一条高校から教材使用の申請が出ております。申請されておりますのは、外国語課の専門教科・英語のうち、異文化理解、英語理解、時事英語及び第2外国語の科目で使用される教材でございます。これらの科目は、学習指導要領の専門学科において開設が認められているものですが、教科書目録に登載される検定教科書がございません。つきましては、奈良市立学校の管理運営に関する規則第41条の規定に基づき、検定教科書にかわる教材の承認をお願いするものでございます。

資料1ページをごらんください。

申請されている7点の教材について、順にご説明させていただきます。

初めに、異文化理解についてでございます。この科目は、英語を通じて外国の事情や異文化について理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々と積極的にコミュニケーションを図るための態度や能力の育成を目標とするものでございます。申請のありました教材は、表現や語彙、題材が充実しており、時代に即した外国の事情や文化について理解を深めることができます。外国語科の1・2年生が使用いたします。

次に、時事英語についてでございます。この科目は、新聞やテレビ、情報通信ネットワークなどにおいて用いられる英語を理解するとともに、必要な情報選別に活用する基礎的な能力を養うことを目標とするものでございます。外国語科の3年生が使用いたします。申請のあった教材は、現代社会における最新の話題について学び、知識を深めることができるとともに、テーマに基づいて発表やトーク論を行ったりする課題を通し、自己表現力を培う授業が展開できる構成となっています。

続きまして、英語理解でございます。この科目では、英語で書かれた情報などを的確に理解し、自らの考えを深める能力を伸ばすことを目標としております。申請のありました教材は、さまざまな地域の文化や人々の考え方、価値観をテーマにしており、異文化理解を深めながらコミュニケーション能力を高めることを考えております。外国語科の3年生が使用いたします。

続きまして、第2外国語についてでございます。英語以外の外国語を学習し、英語圏以外の言語や文化に触れることを通してグローバルな視点を持つこと、また、広く世界を捉える感覚を養うことを目標としております。外国語科の3年生が使用いたします。

まず、ドイツ語の教材は、ドイツ語になれ親しみながら段階的に学習を進めていくことができるように構成されています。写真やイラスト、コラムの内容が充実しており、生徒の興味関心を高めるとともに、ドイツへの理解を深めることができると考えます。

次に、フランス語の教材は、文法解説が丁寧で、聞く・話す・読む・

書くのバランスがとれた教材となっております。また、補助教材のDVDを活用することにより、フランスへの興味関心を高めることができます。

次に、中国語の教材ですが、具体的な場面設定のもとで語彙や文法が学習できるよう構成されており、より実践的に中国語を学ぶことができます。中国の最新事情が取り上げられたコラム等が充実しており、中国文化に対する理解を深める工夫が見られます。

最後に、スペイン語の教材は、使用頻度の高い語彙や表現が用いられているため、基本の会話を効率よく学習することができる構成となっております。また、ライティングの課題等、自己表現力を高める工夫がございます。

教材についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。

一条高等学校から教材使用の申請が出ております。ご意見、ご質問ございますか。

柳 澤 委 員

質問ですが、第2外国語であるドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語の担当教員は専任なのですか。それぞれ常勤講師か非常勤講師かも教えてください。

それから、教材等について、平成30年度と変更されたところがあるのかを教えてください。

学 校 教 育 課 長

ドイツ語につきましては、非常勤の講師を派遣されています。フランス語につきましては、一条高校の英語の教諭がフランス語もあわせて担当しております。中国語につきましては、一条高校の国語の教員が中国語もあわせて担当しております。スペイン語につきましては、非常勤講師を充てているという状況でございます。

それから、30年度との変更でございますが、英語を含めますと時事英語、それからドイツ語、中国語、スペイン語、この教材を30年度から変更させていただいております。

以上でございます。

柳 澤 委 員

ありがとうございました。

都 築 委 員

教科書と直接関係するわけではありませんが、第2外国語ということで、生徒は好きなものを選択するわけですね。そうしますと、それぞれの言語の履修者数が、多い少ないというものがあるのかどうなのか、ちょっと気になりますので教えていただけますか。

学校 教育 課 長	第2外国語は3年生が履修するのですが、今年度の人数でいいますと、ドイツ語は26名、フランス語は8名、中国語は28名、スペイン語は18名となっております。
都 築 委 員	割合は年ごとによってばらつきがあるのですか。それとも同じような傾向なんですか。
学校 教育 課 長	若干年によって変化がございますが、ほぼこのような人数の割合になっております。
都 築 委 員	分かりました。
教 育 長	ほかにご意見ございませんか。 それでは、ご意見ないようですので、議案第44号「平成31年度奈良市立学校の教材使用の承認について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 よって、議案第44号は原案どおり可決することに決定いたしました。
教 育 長	続きまして、議案第45号「奈良市立伏見幼稚園及び奈良市立あやめ池幼稚園の用途廃止について」こども園推進課長より説明をお願いいたします。
こども園推進課長	伏見幼稚園につきましては、奈良市幼保再編計画に基づき、平成31年4月1日より伏見幼稚園が幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第32条に基づき、教育財産として教育委員会で管理してきた財産、土地、建物、工作物を市長所管とするための手続でございます。また、あやめ池幼稚園につきましては、平成32年4月から現園舎を利用した民間活力による幼保連携型認定こども園の運営開始を目指し、運営法人の公募を行います。対象としておりますのは、法人事務所の所在が近畿圏内及び三重県内にある学校法人及び社会福祉法人です。今後、書類審査及びヒアリング審査を経て、平成31年4月ごろ、相手方法人との覚書締結を予定しております。その運営開始に先立ち、平成31年4月に土地を有償貸し付け、建物、工作物を無償譲渡する予定であります。これにあたり財産の用途廃

	<p>止が必要となるため、現在の教育財産としての用途を解くための手続でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>この件につきましてご意見、ご質問ありませんか。</p> <p>伏見幼稚園とあやめ池幼稚園を、伏見は幼保連携型認定こども園に移行するということですね。それから、あやめ池のほうは公募して民間型の認定こども園を目指すということですので、いずれも教育財産を廃止して、そして市有財産に変えて用途を使っていくということでございますが、よろしいでしょうか。</p>
岡 本 委 員	<p>あやめ池幼稚園の運営法人の公募がございますね。この公募に当たって、最も重要な条件とかそういうのはございますか。</p> <p>誰でも彼でも良いというわけではないと思います。</p>
こども園推進課長	<p>実績があるような社会福祉法人、もしくは学校法人をお願いしたいと思っております。</p>
教 育 長	<p>具体的に言えば、今まで幼稚園を経営しておられる方、もしくは保育園を経営しておられる方と、そういう方に限定されるわけですか。</p>
こども園推進課長	<p>はい。</p>
教 育 長	<p>他にご意見ございませんか。</p> <p>それでは、議案第45号「奈良市立伏見幼稚園及び奈良市立あやめ池幼稚園の用途廃止について」採決をいたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。よって議案第45号は原案通り可決することに決定いたしました。</p>
教 育 長	<p>次に、協議事項に入ります。</p> <p>2月の協議事項のテーマは、事務局からの提案による「学校における働き方改革について」です。それでは、これから50分ぐらいを目途に、協議事項の議論に入ります。どうぞよろしく申し上げます。</p>
協 議 事 項	<p>3 協議事項「学校における働き方改革について」</p>

	テーマについて意見交換及び協議を行った。
教 育 長	これで、非公開を除く本日の案件は全て終了いたしました。 傍聴人の方は、ご退席願います。
非 公 開 案 件	この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。
文 化 財 課 長	教育長報告（1）「市長専決処分の報告について」文化財課長より概要説明 〈異議なし〉 本件については、了承した。
教 育 総 務 課 長	教育長報告（2）「平成30年度3月補正予算要求額について」教育総務課長、教職員課長、生涯学習課長、こども園推進課長より概要説明 〈異議なし〉 本件については、了承した。
文 化 財 課 長	議案第41号「奈良市指定文化財の指定について」文化財課長より概要説明 〈異議なし〉 本件については、原案通り可決した。
文 化 財 課 長	議案第42号「奈良市指定文化財の追加指定及び一部解除について」文化財課長より概要説明 〈異議なし〉 本件については、原案通り可決した。
教 育 長	続いての議案は関係部課長のみの審議になります。

	<p>案件に入る前に、次回、3月の定例教育委員会会議の日程についてご連絡いたします。</p>
教 育 長	<p>次回、3月の定例教育委員会会議の日程ですが、現在、3月28日（木）の開催を予定しています。ただし、3月は議会開催月でもあり、また人事案件等、臨時教育委員会の開催も予定されることから、日程の変更の可能性があります。詳細が分かり次第、再度事務局よりお知らせしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>それでは、次の案件に入りますので、関係部課長以外は退席してください。</p>
教 職 員 課 長	<p>議案第38号「教職員の人事について」教職員課長より概要説明</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
教 職 員 課 長	<p>議案第46号「人事について」教職員課長より概要説明</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>本件については、原案通り可決した。</p>
教 育 長	<p>これで、本日の案件は全て終了いたしました。この他に何かご意見、連絡事項等はありませんか。</p>
教 育 長	<p>それでは、これをもって本日の定例教育委員会を閉会いたします。</p>

平成 年 月 日

委 員

委 員

調 整 者
